


伊那市(長野県)

(2006年7月25日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年3月31日	合併の方式： 新設 ・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：71,552人(高齢化率 ⁽²⁾ 22.6%)	面積 ⁽³⁾ ：667.81k㎡	
議員数 ⁽⁴⁾ ：26人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：624人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：30,353,000千円		
うち、地方税7,861,041千円、地方交付税8,061,000千円		
合併特例債発行予定額 未定/同限度額17,720百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業10.9%、第二次産業40.7%、第三次産業48.4%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)：給与費明細書。 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧伊那市	62,284人	20.8%	207.64k㎡	24人	548人	0.58	78.5%
旧高遠町	7,040人	33.7%	139.36k㎡	14人	103人	0.22	77.7%
旧長谷村	2,228人	38.2%	320.81k㎡	12人	55人	0.20	74.5%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、④少子高齢化、⑤財政状況></p> <p style="margin-left: 20px;">少子化、高齢化の進む現況のなかで、真に自立した基礎的自治体を形成するため、生活圏等が一体化している地域が合併することにより、新時代の新しいまちづくりが可能になる。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、⑨地域分権型のまちづくり、①関係市町村間の合意></p> <p style="margin-left: 20px;"><最も重視したことの具体的な内容></p> <p style="margin-left: 40px;">行政区の拡大によりサービスの低下や住民と行政との距離の拡大、地域間格差の増大などへの懸念に対応するため、地域自治区を設置し地域分権型のまちづくりをめざす。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員></p> <p style="margin-left: 20px;"><合併推進の具体的な活動></p> <p style="margin-left: 40px;">住民に最も身近な自治体である市町村長自らの判断と責任のもとに、住民意向調査や説明会、シンポジウムなどを積極的に実施し、首長と議会が一体となって推進した。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
特になし。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
2003. 1. 23 上伊那 6 市町村（伊那市・高遠町・箕輪町・辰野町・南箕輪村・長谷村）任意合併協議会の設立	
2003. 12. 31 上伊那 6 市町村任意合併協議会の解散	
2004. 4. 20 上伊那 4 市町村（伊那市・高遠町・南箕輪村・長谷村）合併研究会の設立	
2004. 7. 21 上伊那 4 市町村合併研究会の解散	
2004. 9. 7 伊那市・高遠町・長谷村合併協議会の設立	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑥広域連合の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2002 年 8 月、伊那消防組合を構成する 6 市町村議会から 6 市町村長に合併協議会の早期設置についての要望が出された。	
(5) 任意の合併協議会（設置していない）	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会（設置期間：2004 年 9 月 7 日～2006 年 3 月 30 日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/>
構成メンバー	首長、議員各 3 名、住民各 3 名 計 21 名
運営上の工夫	会議は原則公開とし、傍聴や報道機関への情報提供を行った。また会議録及び会議に提出した資料等もホームページ等により積極的に公開した。協議事項は提案を行い、次回の会議で協議、決定をする方法を取り、委員が資料の内容を十分理解した上で決定してもらう方法とした。また構成メンバーには、委員のほかに、オブザーバーとして県上伊那地方事務所長が出席し、その他助役会として各市町村の助役も出席した。
(7) 基本 5 項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫>	
「新市の名称」については、地域の歴史、地名等に関し学識を有する委員による第三者委員会を構成し、候補を決定した。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	04 年 9 月 04 年 11 月 04 年 9 月 04 年 9 月 04 年 11 月
合 意：	04 年 9 月 04 年 11 月 04 年 11 月 04 年 9 月 04 年 11 月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
	<input type="checkbox"/> ③名称
「新市の名称」については、地域の歴史、地名等に関し学識を有する委員による第三者委員会を構成し、候補を決定した。	

<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p> <p>対等、平等の理念で、新しい市を創るという観点から新設合併とした。</p>	<p>新設・編入</p>
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p> <p>住民サービスに混乱や支障をきたさない時期であることを優先し、住民への周知のしやすさ、新市の選挙日程に配慮した。</p>	<p>2006年3月31日合併</p>
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p> <p>決定手続：地域の歴史、地名等に関し学識を有する委員により第三者委員会を設置し、候補の一つを答申してもらい、協議会において決定した。</p> <p>選定理由：古代に設置された「伊那郡」以来の長い歴史を持つ広域的な名称である。明治初期設置の「上伊那郡」の中心に位置する地方自治体の名称であり続けた。現在多くの施設や組織等に冠せられる名称として幅広く使用されている。</p>	<p>公募有・無</p>
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>旧伊那市役所の位置とする。将来の事務所に位置については、交通事情、他の官公署との関係など、住民の利便性や地域内分権の進展等を考慮する。</p> <p>(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)</p> <p>条例に定める主たる事務所ではないものの、それに準ずる機能を持つ事務所とした</p>	<p>既存施設・新規建設</p>
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)</p> <p>正負ともになし。</p>	

(8) 新市建設計画

計画の期間：10ヶ年

理由 合併特例法の期間に対応させた。

<策定に当たっての工夫>

この地域ならではのものに心がけた。

<関係市町村間での調整が難航した項目>

特になし。

<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫>

計画の性格上ある程度総花的になることは否めないが、重点施策を掲載することにより、具体的な部分についても位置付けた。

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容>

関係市町村の基本構想、総合計画の理念が引き継がれるよう心がけた。

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2010年度	2015年度
歳入合計	36,954	30,315	27,701	26,386
地方税	8,191(22.2)	9,016(29.7)	8,951(32.3)	8,890(33.7)
地方交付税	9,090(24.6)	8,071(26.6)	7,894(28.5)	7,055(26.7)
歳出合計	35,524	30,315	27,701	26,386
人件費	6,105(17.2)	5,844(19.3)	5,301(19.1)	4,871(18.5)
(参考:一般職員数)	(706人)	(-)	(-)	(-)
公債費	4,548(12.8)	4,804(15.8)	5,699(20.6)	4,893(18.5)
普通建設事業費	9,459(26.6)	4,919(16.2)	3,399(12.3)	3,498(13.3)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等は行っていない。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌等の配布（全 13 号。配布方法：自治会により全戸配布） ・ 住民説明会の開催（延べ 159 回開催、延べ 5,647 人参加） ・ H P の開設（2004 年 9 月開設、不定期更新、アクセス数 87,500 回） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
実施していない。	
(12) 都道府県からの支援	
特になし。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	9,400 千円
委託内容	・ 新市建設計画 ・ 電算統合 ・ 例規立案策定支援

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	有（定数特例（定数 人）・在任特例（在任期間 年 ヶ月））・ <input type="checkbox"/> 無
その理由	合併によりスリム化を図るため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（2007 年 3 月 30 日まで特例措置を適用）・無
その理由	地理的な理由から、農業政策に隔たりがあり、合併と同時に農業委員会を一本化できなかった。選挙による委員であったものは、合併特例法第 8 条第 1 項により、合併後 1 年間引き続き選挙による委員として在任する。
(3) 三役	
旧伊那市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。
旧高遠町	町長は自治区長、助役は特命参事、収入役は不在。
旧長谷村	村長は自治区長、助役は公社副理事長、収入役は不在。
(4) 一般職	
定員管理	<ul style="list-style-type: none"> <定数の削減>10 年間で約 2 割削減。 <新規採用の抑制>退職者の 1/4 程度を補充する。
給与の調整	<給与の再調整・再計算>昇給モデルを設定し再調整を行った。
役職の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職制上の構成が団塊化しないよう、級別定数を定めた。 ・ ほとんどの職員において、旧市町村の職を引き継げた。
(5) 組織・機構の整備方法	
合併と同時に、部・課とも完全に統合。	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法	
旧伊那市	合併前の支所数 6 変更なし。

(7) 地域審議会等		
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> (地域自治区を旧高遠町、旧長谷村に設置)・無	
その理由	合併に対する不安解消のため、これまで行なってきた地域の特性を活かした個性あるまちづくりを継続するため。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
特になし。		
(9) 上下水道使用料 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
上水道料金	合併後 6 年目から統一料金となるよう段階的に調整する。	
下水道料金	合併後 6 年目から統一料金となるよう段階的に調整する。	
(10) 上下水道以外の使用料等 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
賦課徴収方法	旧伊那市 保険税方式 旧高遠町 〃 旧長谷村 〃	保険税方式
所得割	旧伊那市 6.8% 旧高遠町 3.5% 旧長谷村 4.8%	6.2% (最長 5 年間で段階的に調整)
資産割	旧伊那市 15.0% 旧高遠町 27.0% 旧長谷村 38.0%	15.0% (最長 5 年間で段階的に調整)
均等割	旧伊那市 16,300 円 旧高遠町 15,000 円 旧長谷村 16,000 円	23,000 円 (最長 5 年間で段階的に調整)
平等割	旧伊那市 18,100 円 旧高遠町 12,000 円 旧長谷村 17,000 円	24,000 円 (最長 5 年間で段階的に調整)
(12) 介護保険事業 (調整方針：2006 年に介護保険制度の改正があり、合併直後から統一)		
第 1 号被保険者の月額 の基準保険料	旧伊那市 2,800 円 旧高遠町 2,250 円 旧長谷村 2,833 円	第 3 期介護保険事業計画 (2006 年から) により算定した保険料に統一する。
(13) 電算システムの取扱い (合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した)		
整備方法	合併協議会に電算調整チームを設置し調整。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	
変更した場合、その内容と理由	「大字」表記の廃止。	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：未算出	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定（2006年度頃）
総合計画	今後策定に取り掛かる予定（2006年度頃）
(3) 合併による効果	
<p><②サービスの高度化・多様化> 合併効果を活かし、これまで行ってきたサービスを維持、充実させることができた。過疎対策事業として行ってきたサービスが維持できた。</p>	
<p><⑥地域のイメージアップ> 合併により全国的に知名度のある観光資源等が、新市にいくつもできることとなった。新市を全国に知らしめることが容易になるとともに、これらの資源を有機的に結びつけることによって、広域的なまちづくりが展開できることになった。</p>	
<p><⑤行財政の効率化> 合併により行政改革に取り組む意識改革が容易になった。合併特例債を有効に活用することによって財源の確保を行い、効率のよい行財政運営が可能となった。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><②中心部と周辺部の格差が増大する、③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる、⑥広域化に伴い、サービス水準が低下する> 合併特例法に基づく地域自治区を旧町村に設置し、これまで行ってきた特色ある独自の施策を継続して実施できることとした。旧町村役場を総合支所としてこれまでどおりのサービスの提供の場が確保された。</p>	
(5) 残された課題	
<p>合併協議がきちんと果たされているかの検証。</p>	